不利益処分に係る審査基準一覧 「様式5〕 【疾病・感染症対策課】								
根拠法令	根拠法令 (半角カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処 分 基 準 概 要 又 は 名 称	様式6			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ   カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ   ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ   ツ		指定届出機関の指 定の取消	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律14-6	【管理番号】 40801			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	17-2、45- 2	健康診断勧告に従 わない者に対する 健康診断の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律17-2、45-2	40802			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	18-2	一類感染症、二類感染症、二類感染症、新型イン・ 症又はは新型イン・ ルエン・型の悪染症の患者体に の原体保有者の 業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律18-2	40803			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	19-3、26- 1~2	入院勧告に従わな い者に対する入院 措置の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律19-3、26-1~2	40804			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律		20-2~4、 26-1~2、 46-2~4	入院勧告・入院延 長勧告に従わない 者に対する入院措 置の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律20-2~4、26-1 ~2、46-2~4	40805			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	27-1、50- 1	感染症の病原体に 汚染された場所の 消毒命令	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律27-1、50-1	40806			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	28-1、50- 1	ねずみ族、昆虫等 の駆除命令	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律28-1、50-1	40807			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	29-1、50- 1	物件に係る措置	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律29-1、50-1	40808			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	30-1、50- 1	死体の移動制限	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律30-1、50-1	40809			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	31-1、50- 1	生活の用に供され る水の使用制限又 は禁止	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律31-1、50-1	40810			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	32-1、32- 2、50-1	建物に係る措置	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律32-1、32-2、 50-1	40811			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	33、50-1	交通の制限又は遮 断	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律33、50-1	40812			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ	38-11	感染症指定医療機 関の指定の取消	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律38-11	40813			
感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律 感染症の予防及び感染症	カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ ノカンシ゛ャニタイスルイリョウニカンスルホウリ ツ カンセンショウノヨホ゛ウオヨヒ゛カンセンショウ		診療報酬の支払い の差止め	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律43-2	40814			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 原子爆弾被爆者に対する	カンピングヨリノヨホ リオコピ オンピングョリ   オカンジ ヤニタイスルイリョウニカンスルホウリ   ツ   ケ゛ンシハ゛クタ゛ンヒハ゛クシャニタイスルエン	63-4	費用の徴収 指定医療機関の取	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律63-4 原子爆弾被爆者に対する援護に関す	40815			
原于爆弾板爆者に対する 援護に関する法律 原子爆弾被爆者に対する		12-3	指足医療機関の取   消   被爆者一般疾病医	原子爆弾板爆有に対する援護に関する法律第10、13条 原子爆弾被爆者に対する援護に関す	40816			
原子爆弾被爆有に対する 援護に関する法律 原子爆弾被爆者に対する	グラン・ファーフ・ファーティスルエン   コ゛ニカンスルホウリツ   ケ゛ンシハ゛クタ゛ンヒハ゛クシャニタイスルエン	19-3	「	高丁塚坪板塚有に対する接護に関す る法律第18条第3項 原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律施行規則第32、34、35、35の	40817			
援護に関する法律	コ゛ニカンスルホウリツ	30	一時差止め	3. (日本) (15. (15. (15. (15. (15. (15. (15. (15.	40818			
原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律	ケ゛ンシハ゛クタ゛ンヒハ゛クシャニタイスルエン コ゛ニカンスルホウリツセコウキソク	40-2	医療特別手当証書 の返還命令	する法律第24条第1項 ●原子爆弾被爆者に対する援護に関 する法律施行規則第33条第2項	40819			
原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律	ケ゛ンシハ゛クタ゛ンヒハ゛クシャニタイスルエン コ゛ニカンスルホウリツ	47-1	不正受給者からの 不正利得の徴収	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10、17、18、24、25、26、27、28、31、32、33条	40820			
原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律	ケ゛ンシハ゛クタ゛ンヒハ゛クシャニタイスルエン コ゛ニカンスルホウリツセコウキソク	62-1	保健手当証書の提 出命令	●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第3項 ●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第61条第2項	40821			
新型インフルエンザ等対 策特別措置法	シンカ タインフルエンサ トウタイサクトクへ ツソチホウ	49	土地等の使用	新型インフルエンザ等対策特別措置 法49	40822			
新型インフルエンザ等対 策特別措置法 新型インフルエンザ等対	シンカ * タインフルエンサ * トウタイサクトクへ * ツソチホウ シンカ * タインフルエンサ * トウタイサクトクへ *	55-2	特定物資の収用 特定物資の保管命	気気が 新型インフルエンザ等対策特別措置 法55-2 新型インフルエンザ等対策特別措置	40823			
策特別措置法	ツソチホウ	55-3	令	法55-3	40824			
ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律 ハンセン病問題の解決の	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツ	21-1	扶養義務者からの 費用徴収	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律21-1	40825			
促進に関する法律第19 条に規定する援護に関す る政令	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツタ゛イ19シ゛ョウニキテイス ルエンコ゛ニカンスルセイレイ	2-6	援護の変更	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する接護に関する政令2-6	40826			

	根拠法令 (半角カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処 分 基 準	
根拠法令				概要又は名称	様式 6 【管理番号】
ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19 条に規定する援護に関す る政令	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツタ゛イ19シ゛ョウニキテイス ルエンコ゛ニカンスルセイレイ	2-7	援護の停止、廃止	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-7	40827
ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19 条に規定する援護に関す る政令	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツタ゛イ19シ゛ョウニキテイス ルエンコ゛ニカンスルセイレイ	2-9	援護の目的達成に 必要な指導又は指 示	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-9	40828
ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19 条に規定する接護に関す る政令	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツタ゛イ19シ゛ョウニキテイス ルエンコ゛ニカンスルセイレイ		援護の決定又は実 施のためにする立 入検査	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-10	40829
ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19 条に規定する接護に関す る政令	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツタ゛イ19シ゛ョウニキテイス ルエンコ゛ニカンスルセイレイ	2-13	援護の変更、停 止、廃止	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令2-13	40830
ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律第19 条に規定する援護に関す る政令	ハンセンヒ゛ョウモンタ゛イノカイケツノソクシン ニカンスルホウリツタ゛イ19シ゛ョウニキテイス ルエンコ゛ニカンスルセイレイ	3	不正援護受給者からの費用徴収	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令3	40831